

定 款

社団法人 苫小牧観光協会

社団法人 苫小牧観光協会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は、社団法人苫小牧観光協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、事務所を北海道苫小牧市表町 6 丁目 4 番 3 号に置く。

(目 的)

第 3 条 本協会は、苫小牧市域及び支笏洞爺国立公園における観光客の誘致、観光施設の運営などの施策を講ずることにより、観光事業の健全な発展を図り、もって地域経済、文化の振興と市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光振興への啓蒙普及に関する事業
- (2) 観光宣伝及び観光客の誘致促進に関する事業
- (3) 観光関係従事者の人材確保及び資質向上等の人材育成に関する事業
- (4) 観光関連施設及び公共交通施設並びに、それらの付帯施設となる駐車場等の管理運營業務及び指定管理運營業務の受託に関する事業
- (5) 観光行事の企画、実施及び参加に関する事業
- (6) 観光情報の収集及び研究並びに提供に関する事業
- (7) 観光資源の調査、研究、開発及び整備促進に関する事業
- (8) 観光土産品の開発促進、宣伝、販売促進に関する事業
- (9) 観光事業関係機関及び諸団体との連携、協調に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本協会の正会員は、本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体とし、正会員をもって民法上の社員とする。

2 本協会の賛助会員は、本協会の事業を賛助するために入会した個人とする。

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申請書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 団体の正会員にあっては、団体の代表者として本協会に対して権利を行使するもの（1名に限る。以下「指定代表者」という）を定め、会長に書面をもって届け出なければならない。指定代表者を変更した場合においても同様とする。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費又は賛助会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 正会員および賛助会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費、その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1人を会長、4名以内を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（団体の場合にあっては指定代表者）の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外から理事3名以内を選任することができる。

2 理事は、互選により、会長、副会長及び専務理事を選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

(職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は北海道知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は、就任後2度目に到来する、次年度収支予算および次年度事業計画に係る定時総会の終結の時までとする。役員再任はこれを妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬 等)

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第 18 条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長の諮問に応じ及び会議に出席して意見を述べることができる。
 - (2) 参与は、会長の要請に応じ本協会の事業遂行に関する重要事項に参与することができる。
- 2 顧問及び参与は、関係機関及び学識経験者の中から理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第 4 章 総 会

(種 別)

第 19 条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 21 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎年2回開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 4 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招 集）

第 23 条 総会は、第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定 足 数）

第 25 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議 決）

第 26 条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第 27 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

（議 事 録）

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（ 1 ）日時及び場所

（ 2 ）正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

（ 3 ）審議事項及び議決事項

（ 4 ）議事の経過の概要及びその結果

（ 5 ）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第30条 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第32条 理事会は、第14条第5項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、当該請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、他の理事の互選により理事会の議長を定める。

(定足数等)

第34条 第25条から第28条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 専 門 委 員 会

(専 門 委 員 会)

第 35 条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 財 産 及 び 会 計

(財 産 の 構 成)

第 36 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財 産 の 管 理)

第 37 条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経 費 の 支 弁)

第 38 条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事 業 計 画 及 び 予 算)

第 39 条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫 定 予 算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第 41 条 本協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後 3 箇月以内に北海道知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

（長期借入金）

第 42 条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。

（会計年度）

第 43 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 44 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

（解 散）

第 45 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

（残余財産の処分）

第 46 条 本協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、北海道知事の許可を得て、本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず平成5年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第43条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年9月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年5月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年12月28日から施行する。